

(平成25年3月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年1月までの期間、51年10月から53年5月までの期間及び60年5月から62年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年1月まで  
② 昭和51年10月から53年5月まで  
③ 昭和60年5月から62年10月まで

各申立期間当時、私が市役所の窓口で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、私が納付書を使用し金融機関の窓口で納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「各申立期間当時、私が市役所の窓口で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行い、その後、送付されてきた納付書で保険料を納付した。」旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る国民年金の加入記録は、いずれも基礎年金番号制度が導入された平成9年1月1日より後の10年7月16日付けで、遡及して追加処理を行っていることが確認できることから、申立期間当時は未加入期間であったものと推認される。

また、上記の追加処理が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は、3つの期間で合計60か月に及んでおり、行政機関において、これだけ長期間にわたり誤った記録管理が行われたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑦までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月から同年 5 月まで  
② 昭和 44 年頃から 45 年頃までの間の 4 か月  
③ 昭和 44 年頃から 45 年頃までの間の 5 か月  
④ 昭和 49 年 10 月から 55 年頃までの間の 13 か月  
⑤ 昭和 49 年 10 月から 55 年頃までの間の 4 か月  
⑥ 昭和 49 年 10 月から 55 年頃までの間の 7 か月  
⑦ 昭和 49 年 10 月から 55 年頃までの間の 4 か月

申立期間①は、A社にB職として勤務し、Cの販売を行っていた。

申立期間②は、D社に、申立期間③は、E社にそれぞれB職として勤務し、Fの販売を行っていた。

申立期間④は、G社が経営するH、申立期間⑤は、I社が経営するH、申立期間⑥は、Jという名称のK、申立期間⑦は、Lという名称のKで、いずれもM職として働いていた。それぞれの期間の給与から保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成 15 年 1 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、歴代の事業主は既に死亡しており、申立人の申立内容を裏付ける資料及び供述は得られない。

また、当該事業所において、申立期間とほぼ同時期に厚生年金保険の被

保険者であったことが確認できる同僚 10 人に対し、申立人の勤務実態等について照会したところ 8 人から回答を得られたが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

さらに、上述の同僚のうち複数の者は、「事業所では、数か月間の試用期間があった。」旨述べているとともに、申立人が、同時期に入社したとして名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 43 年 7 月 1 日となっており、この時点で、申立人は、当該事業所を退職し別の事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、必ずしも全ての従業員について入社後直ちに被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

- 2 申立期間②について、D社は、昭和 53 年にN社へ名称変更後、平成 18 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主に対し、申立期間に係る申立人の勤務実態等について照会したところ回答は得られないほか、関連事業所のO社にも同様の照会を行ったが、「当時の関係資料は無く、詳細は不明である。」旨回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間当時、当該事業所が加入するP健康保険組合に対し、申立人の加入記録について照会したところ、「当組合では、昭和 42 年の資格喪失者から喪失原票をマイクロフィルム化して保存しているが、保存記録を検索しても申立人の加入記録は無い。」旨回答しており、申立内容を確認できる関連資料は得られない。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していない上、当該事業所において、申立期間とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚 15 人に対し、申立人の勤務実態等について照会したところ 11 人から回答を得られたが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

- 3 申立期間③について、事業所別被保険者名簿によれば、E社は、昭和 44 年 2 月 1 日に親会社（Q社）との合併のため厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その親会社も、56 年 7 月 21 日に同保険の適用事業所ではなくなっている上、双方の事業所の事業主は、いずれも所在の確認ができないことから、申立人の申立内容を裏付ける資料及び供述は得られない。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していない上、当該事業所において、申立期間とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚 14 人に対し、申立人の勤務実態等について照会したところ 9 人から回答を得られたが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供

述は得られない。

さらに、上述の同僚のうち複数の者は、「厚生年金保険の加入対象者は、本社や支社の事務職のみであり、B職は対象外であった。」旨述べており、当該事業所では、B職員に対して被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

- 4 申立期間④から⑦までについて、申立人は、H等のKを営む事業所で働いていたと申し立てている。

しかしながら、申立期間当時、K等のR業は、制度上、厚生年金保険の非適用業種となっており、都道府県知事の認可を受けることによって同保険の適用事業所となることのできる業種であるものの、いずれの事業所も認可を受けて任意に適用事業所となった形跡は見当たらない。

また、申立人は、いずれの事業所についても当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

- 5 このほか、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山形厚生年金 事案 1401

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月頃から 51 年 1 月頃まで

私は、A社に昭和 46 年 4 月頃から 51 年 1 月頃まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に対し、申立期間に係る申立人の勤務実態等について照会したところ、「関連資料が無く、詳細については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したものの、回答は得られなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号は連番で欠番は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月5日から20年8月まで

私は、昭和19年4月にA社B事業所（現在は、C社）へ入社後、終戦の20年8月まで同社に継続勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、19年6月5日資格喪失となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間当時、A社B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社に対し、申立期間に係る申立人の勤務実態等について照会したところ、「当時の人事関係資料は残されておらず、詳細は不明である。」旨回答しており、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、当該事業所に係る申立人の資格喪失日は、昭和19年6月5日と記載されており、当該記録はオンライン記録と一致する上、申立人が、「同じ日に入社し、社員寮も同室で、終戦まで共に働いていた。」として名前を挙げた同僚の資格喪失日も、申立人と同日となっている。

さらに、申立人と同じ昭和19年4月5日に厚生年金保険の資格を取得した全ての同僚に係る上述の被保険者台帳を調査したところ、申立人と同様に同年6月で資格喪失となっている者が複数確認できる上、同年5月以前に喪失した者も多数確認できることから、一連の記録に不自然さはいかたがう。

加えて、当該事業所において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者に照会したものの、申立人の給与から厚生

年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。